

# 令和6年度特別支援教育におけるオンデマンド研修サイト掲載動画制作及びサイト更新業務仕様書

## 1 目的

全ての教職員が共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの理念や合理的配慮について正しく理解するとともに、障がいの特性や基本的な知識・技能及び支援方法等、特別支援教育に関する指導力を高めることを目的とした、「特別支援教育におけるオンデマンド研修サイト」の動画編集及びサイトの更新業務を行う。

## 2 発注者

この仕様書の発注者は、鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課をいう。

## 3 業務の場所

受注者の事務所において行うものとする。

なお、発注者への報告や打ち合わせについては、発注者の事務所（鳥取市東町一丁目271）において行うものとする。

## 4 業務期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

## 5 適用範囲

本仕様書は、令和6年度特別支援教育におけるオンデマンド研修サイト掲載動画制作及びサイト更新業務（以下「本業務」という。）について定める。本仕様書に記載のない事項であっても、発注者と受注者双方が協議して定めた事項はこれを遵守しなければならない。

## 6 業務内容及び留意事項

### (1) サイトの更新等

ア 「特別支援教育におけるオンデマンド研修サイト」（令和6年3月開設）を Google サイトで更新すること。

イ 発注者から提供するコンテンツを補足するための動画、画像、イラスト等を収集又は作成すること。

ウ サイトの更新内容は、発注者と協議の上、詳細を検討すること。

エ 障害者差別解消法（平成25年法律第65号）に対応するため、JIS X 8341-3:2016 に準拠したアクセシビリティの高いサイトとすること。

オ 受注者は、成果物として、サイト（コンテンツ）構成図を PDF、編集済みの動画を DVD など外部記憶媒体で提出すること。

### (2) 掲載動画の制作

ア 総時間220分（1本あたり20分を目安とし、内容によって掲載動画1本の時間数は異なる。）

イ 発注者が提供する掲載動画の素材は、PowerPoint データ（ノート付き）又は動画とする。

ウ 受注者は、素材に字幕及びナレーション等を入れ、JIS X 8341-3:2016 に準拠した掲載動画

を制作する。

エ 動画の編集データは Google サイトで閲覧可能な形式を出力しアップロードすること。

オ その他必要と思われる内容については発注者と協議の上、詳細を検討すること。

### (3) 動画の概要

掲載動画の内容を要約し、各動画の紹介文を作成、掲載すること。ただし、要約に生成 AI を用いてはならない。

## 7 受注者に求める条件について

Google Workspace for Education について熟知していること。

## 8 情報の管理及び目的外使用等の禁止

受注者は、本業務において作成した各種資料等（紙・電子データ）の漏えい、滅失、棄損等の防止について十分に配慮し、情報の管理を行わなければならない。

また、当契約に係る業務を履行する目的以外に、当業務に係る各種資料等を複写、使用、又は第三者に提供してはならない。

## 9 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

## 10 再委託の禁止

(1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

(2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

ア 再委託の契約金額が委託料の額の 50 パーセントを超える場合

イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

## 11 守秘事項等

(1) 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

(2) 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) 受注者は、委託業務に従事する者並びに 10 の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1) 及び (2) の規定を遵守させなければならない。

(4) 発注者は、受注者が (1) から (3) までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(5) (1) から (4) までの規定は、業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

## 12 著作権

(1) 成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利

を含む。以下同じ。)は、成果物を引渡したときに全て発注者に帰属する。

- (2) 発注者は、受注者の承諾を得ずに、成果物の全部又は一部を頒布し、二次的著作物を創作し、若しくは利用させること等ができる。
- (3) 受注者は、成果物の用途上、成果物に係る著作権者人格権を将来にわたって行使しない。
- (4) 受注者は、発注者に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

### 1 3 委託業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の委託業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。受注者は、これに従わなければならない。

### 1 4 仕様書と委託業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、委託業務の履行内容が仕様書又は双方協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

### 1 5 事故等発生時の対応義務

- (1) 受注者は、事故等の発生により委託業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。
- (2) 受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

### 1 6 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

### 1 7 責任の制限

双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は当該部分について委託料の支払義務を免れる。

### 1 8 完了報告及び検査

- (1) 受注者は、本業務を完了したときは、完了の日から10日以内かつ4で定める業務期間内に完了報告書及びサイト(コンテンツ)構成図をPDF、編集済みの動画をDVDなど外部記憶媒体により発注者に提出する。
- (2) 発注者は、(1)の完了報告書を受領した日から10日以内に委託業務の完了を確認するための検査を行う。
- (3) 発注者は、前項の規定に基づき検査を行った結果、委託業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。
- (4) 受注者は、(2)の検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、

発注者の検査を受けなければならない。この場合においても（２）及び（３）の規定を準用する。

#### 19 委託料の支払

- (1) 受注者は、18（３）の通知を受領した後、発注者に委託料を請求する。
- (2) 発注者は、正当な請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払う。
- (3) 発注者が正当な理由なく（２）に規定する期間内に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、遅延日数1日につき鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第120条の規定により計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

#### 20 違約金

受注者は、4に規定する業務期間内に本業務を完了できなかったときは、委託料の額から既完了部分（受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があるとめたものをいう。）に対する相当額を控除した額に対し、遅延日数1日につき、鳥取県会計規則第120条の規定により計算した額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

#### 21 業務の中止

発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の履行を一時中止させることができる。

#### 22 契約の解除

発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき、又は本業務を業務期間内に履行する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (2) 受注者の責めに帰すべき理由により、本業務を遂行する見込みがないとき。
- (3) 受注者がこの契約に違反し、その違反により、この契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (4) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたとき認められるとき。
- (5) 発注者の都合により、解約の要を生じたとき。
- (6) 発注者が（１）から（４）までの規定によりこの契約を解除した場合は、受注者は、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。
- (7) 発注者は、（５）の規定により契約を解除する場合、契約解除の1月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

#### 23 暴力団の排除

発注者は、受注者が次の（１）又は（２）のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に

規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(3) (1) 又は (2) の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者は、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

## 2.4 賠償の予定

受注者が2.2の(4)に該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

## 2.5 個人情報の保護

(1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(2) 受注者は、1.0の規定により本業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

## 2.6 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起については、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

## 2.7 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

## 2.8 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

## 別記

### 個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

#### (基本的事項)

第1条 受注者は、この調達に係る業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受注者は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この調達に係る契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (目的外保有・利用の禁止)

第3条 受注者は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

#### (第三者への提供の禁止)

第4条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

#### (再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、受注者は、この調達に係る契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、受注者は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

#### (個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する発注者受注者間の個人情報の引渡しは、発注者が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 受注者は、業務を行うために発注者から個人情報の引渡しを受けるときは、発注者に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

#### (複製・複写の禁止)

第7条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために発注者から引き渡され、又は受注者が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

#### (安全管理措置)

第8条 受注者は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、発注者と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (事故発生時における報告)

第9条 受注者は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る受注者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに発注者に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

#### (個人情報の返還等)

第10条 受注者は、この調達に係る契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに発注者に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この調達に係る契約又は業務の終了時に、発注者が別に指示したときは、受注者は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、受注者は、個人情報の廃棄に際し発注者から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 受注者は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、発注者の求めに応じて、当該記録の内容を発注者に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 受注者は、発注者が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第12条 発注者は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、受注者（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 受注者の責めに帰すべき事由により、受注者が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 受注者又は受注者の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、受注者は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償したときは、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 発注者は、受注者が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この調達に係る契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 受注者が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。